

肝臓機能障害の「認定基準」の改正案

改正案	現行
<p>ア 等級表 1 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>7</u> 点以上であって、<u>肝性脳症、腹水</u>、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち<u>肝性脳症又は腹水の項目を含む 3</u> 項目以上が <u>2 点以上</u> の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。</p> <p>(イ) 次の項目 (a～j) のうち、5 項目以上が認められるもの。</p> <p>a 血清総ビリルビン値が 5.0 mg/dℓ 以上</p> <p>b 血中アンモニア濃度が 150 μg/dℓ 以上</p> <p>c 血小板数が 50,000/mm³ 以下</p> <p>d 原発性肝がん治療の既往</p> <p>e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往</p> <p>f 胃食道静脈瘤治療の既往</p> <p>g 現在の B 型肝炎又は C 型肝炎ウイルスの持続的感染</p> <p>h 1 日 1 時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月 7 日以上ある</p> <p>i 1 日に 2 回以上の嘔吐あるいは 30 分以上の嘔気が月に 7 日以上ある</p> <p>j 有痛性筋けいれんが 1 日に 1 回以上ある</p>	<p>ア 等級表 1 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>10</u> 点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち <u>1</u> 項目以上が <u>3</u> 点の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。</p> <p>(イ) 次の項目 (a～j) のうち、5 項目以上が認められるもの。</p> <p>a 血清総ビリルビン値が 5.0 mg/dℓ 以上</p> <p>b 血中アンモニア濃度が 150 μg/dℓ 以上</p> <p>c 血小板数が 50,000/mm³ 以下</p> <p>d 原発性肝がん治療の既往</p> <p>e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往</p> <p>f 胃食道静脈瘤治療の既往</p> <p>g 現在の B 型肝炎又は C 型肝炎ウイルスの持続的感染</p> <p>h 1 日 1 時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月 7 日以上ある</p> <p>i 1 日に 2 回以上の嘔吐あるいは 30 分以上の嘔気が月に 7 日以上ある</p> <p>j 有痛性筋けいれんが 1 日に 1 回以上ある</p>
<p>イ 等級表 2 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>7</u> 点以上であって、<u>肝性脳症、腹水</u>、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち<u>肝性脳症又は腹水の項目を含む 3</u> 項目以上が <u>2 点以上</u> の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。</p> <p>(イ) ア (イ) の項目 (a～j) のうち、a から g までの 1 つを含む 3</p>	<p>イ 等級表 2 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>10</u> 点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち <u>1</u> 項目以上が <u>3</u> 点の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。</p> <p>(イ) ア (イ) の項目 (a～j) のうち、a から g までの 1 つを含む 3</p>

<p>項目以上が認められるもの。</p> <p>ウ 等級表 3 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>7</u> 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 (イ) ア (イ) の項目 (a ~ j) のうち、a から g までの 1 つを含む 3 項目以上が認められるもの。</p> <p>エ 等級表 4 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>7</u> 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 (イ) ア (イ) の項目 (a ~ j) のうち、1 項目以上が認められるもの。</p> <p>オ 肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去（軽減）状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1 級に該当するものとする。</p>	<p>項目以上が認められるもの。</p> <p>ウ 等級表 3 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>10</u> 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 (イ) ア (イ) の項目 (a ~ j) のうち、a から g までの 1 つを含む 3 項目以上が認められるもの。</p> <p>エ 等級表 4 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>10</u> 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 (イ) ア (イ) の項目 (a ~ j) のうち、1 項目以上が認められるもの。</p> <p>オ 肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去（軽減）状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1 級に該当するものとする。</p>
--	--